大阪府摂津市立摂津小学校PTA規約(2022.4.1改訂版)

第|章

第1条 本会は大阪府摂津市立摂津小学校 PTA と呼び、事務所を摂津小学校に置きます。

第2章

- 第2条 本会は、次の項目を目的とします。
 - 1. 児童福祉の増進
 - 2. 民主的教育の推進
 - 3. 公費による教育の実現
 - 4. 学校と家庭の協力及び連絡
 - 5. 教育環境の整備
 - 6. 会員の教養の向上

第3章

- 第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体であって営利的・宗教的・政治的色彩をもつものではなく且つ、他のいかなる団体の支配干渉も受けません。
- 第4条 本会は目的達成のために学校、教育委員会並びに、教育関係機関に意見を具申し資料を提供することもありますが、学校の管理運営や教員の人事に干渉するものではありません。

第4章

- 第5条 本会は次の会員を以って組織します。
 - Ⅰ 正会員 摂津小学校児童の保護者(Ⅰ家庭Ⅰ名)と摂津小学校の教職員
 - 2 賛助会員 正会員以外の者で本会の趣旨に賛同し入会を希望する者で会長がこれを認める者 (運営には関与できません)

第5章

- 第6条 本会の経費は正会員による会費、事業収入及び自発的な寄付金、賛助会員による賛助会費でまかないます。
- 第7条 正会員の会費は年額 I,400 円 (I 家庭) とし、8月の引き落としにて一括で納めることを原則とします。また、賛助会員の賛助会費は年額 I ロ I,000 円とし、入会時以降は振込等で納めていただきます。賛助会費の口数に上限はありません。
- 第8条 I 転入等により、年度途中から正会員になる場合、会費は以下の通りとします。
 - 一学期中の場合は、年額とします。
 - 二学期中の場合は、半額とします。
 - 三学期中の場合は、徴収しません。
 - 2 転出等により、年度途中で正会員でなくなる場合、会費の清算は以下の通りとします。いずれも終業式までに転出手続きを終えている必要があります。
 - 一学期中の場合は、徴収しません。
 - 二学期中の場合は、500円分の図書券を進呈します。
 - 三学期中の場合は、返金いたしません。
- 第9条 本会の会計年度は4月 | 日に始まり翌年3月3 | 日に終わります。

第6章

- 第10条 本会は次の本部役員を置きます。
 - Ⅰ 会 長 Ⅰ名 (保護者から)

副会長 若干名(保護者から)

書 記 2名 (保護者から)

会 計 3名 (保護者から2名、学校から1名)

庶務 若干名(保護者から若干名、学校から | 名)

摂津市PTA協議会担当 I名(保護者から)

- 2 会計監査2名、顧問若干名
- 3 会計監査および顧問は、本部役員経験者より会長が委嘱します。任期は | 年とし再任を妨げません。

- 第 II 条 I 本部役員の任期は2年とし、毎年半数を選出します。但し引き続き再選をする事が出来ます。尚、2年間の任期満了後、本部役員及び各委員会選出については永久免除とします。(過去通算2年以上の経験者を含む)
 - 2 本部役員に欠員が生じた補充役員の任期は、前任者の残任期とします。
- 第12条 本部役員の任務は次の通りです。
 - 1. 会長は本会を代表し会の事務を司ります。
 - 2. 副会長は会長を補佐し会長不在のときは代理を務めます。
 - 3. 書記はその他各種会合の通知をし、且つその議事を記録します。
 - 4. 会計は収入支出を処理し総会に報告します。
 - 5. 会計監査は本会の会計を会員に代わって監査し総会に報告します。
 - 6. 摂津市PTA協議会担当は、摂津市PTA協議会と本会との連携に努めます。
- 第13条 本部役員の選出については本部役員選出規定によって行います。

第7章

第14条 本会は次の機関を置きます。

総会 運営委員会 本部役員会 会計監査委員会 地区委員会 学級委員会 文化教養委員会 保健体育給食委員会 ベルマーク委員会

第15条 総会は原則として3月と5月に開きます。又運営委員会が必要と認めた場合及び正会員の6分の I 以上の要求があった場合は臨時に総会を開きます。総会は6分の I 以上の出席がなければ成立しません。ただし委任状をもって出席とみなします。総会の決議は出席会員の過半数の同意を必要とします。

3月総会 新役員の承認 / 5月総会 決算の承認及び予算行事承認

- 第 16 条 運営委員会は会長、副会長、書記、会計、庶務、各委員長(会計監査を除く)、学校長、教頭で構成し、総会に次ぐ決議機関であって本会の運営にあたります。
- 第 | 7条 本部役員会は総会、運営委員会に次ぐ決議機関であって、会長又は運営委員会が必要と認めた場合及び本部 役員の5分の | 以上の要求のある場合に開き、運営委員会の提案事項その他につき審議します。 (本部役員の3分の | 以上の出席がなければ会は成立しません。)
- 第18条 会計監査委員会は毎年1回本会の会計を監査し総会に報告します。
- 第19条 地区委員は、校内外における児童の健全育成と地区環境整備に努めます。
- 第20条 文化教養委員会は会員の資質の向上を図るため、教養講座を開き、広報活動に努めます。
- 第21条 保健体育給食委員会は会員並びに児童の保健衛生及び体位向上を図ると共に学校給食の趣旨を理解しこれの 運営に協力します。
- 第22条 学級委員会は本会及び学級担任と密接な連携を保ち、教育環境の整備と学校教育の問題に関して協力します。
- 第23条 ベルマーク委員会はベルマーク収集、集計に取り組み、子どもたちの教育の充実に努めます。
- 第24条 各委員会は運営委員会及び本部役員会の決定に従います。

第8章

第25条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「摂津市立摂津小学校 PTA 個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとします。

第9章

第26条 本規約の変更はあらかじめ原案を通告し総会において3分の2以上の同意を必要とします。

第27条 付則

- 1. 本規約は1999年4月1日より実施します。
- 2. 本規約は2003年4月1日より一部改正の上実施します。
- 3. 本規約は2005年4月1日より一部改正の上実施します。
- 4. 本規約は2007年2月24日より一部改正の上実施します。
- 5. 本規約は2009年5月29日より一部改正の上実施します。
- 6. 本規約は2018年4月1日より一部改正の上実施します。
- 7. 本規約は2019年4月1日より一部改正の上実施します。
- 8. 本規約は2021年4月1日より一部改正の上実施します。(第5,6,7,8条)
- 第28条 本会の慶弔に関しては運営委員会において内規を定めます。

<本部役員及び委員選出 規定>(2018.4.1 改訂版)

- 第1条 本部役員の選出及び就任は次のとおり行います。
 - エ本部役員選出のために本部役員推薦委員会を構成します。本部役員推薦委員会は次の方法によって、各委員会での協議の上若干名選ばれます。
 - イ 各委員会の中から内規に基づいて選出します。
 - ハ 教職員の中から内規に基づいて選出します。
 - 2 本部役員推薦委員会は、次年度の本部役員の立候補を正会員中より受付けます。
 - 3 立候補者が定員に満たない場合、本部役員推薦委員会内規に基づき | 年~4年から候補者を選定します。
 - 4 会長に関しては、この限りではなく推薦委員会に一任します。
 - 5 候補者名を総会一週間前に通告します。
 - 6 総会一週間前、正会員に立候補に関する通知書を交付し、立候補者を受付けます。
 - 7 本部役員推薦委員会の推薦者と立候補者を合わせ、総会において選挙または多数決により決定します。
 - 8 本部役員に欠員が生じた場合、運営委員会の承認をもって選出することができます。
- 第2条 本部役員推薦委員会の委員はその任務を終了したときに解散します。
- 第3条 次年度の学級委員、文化教養委員、保健体育給食委員、地区委員、ベルマーク委員は、3月末までに現学級 委員のもとに正会員中より選出し、4月に会長がこれを委嘱します。
- 第4条 各正副委員長は選出された各種委員会委員中より選出し会長がこれを委嘱します。
- 第5条 学校側は教職員より下記役員を内申し会長がこれを委嘱します。 庶務 | 名、会計 | 名、各委員会委員若干名
- 第6条 本部役員推薦委員会はその内規に従って推薦活動を行います。ただし、内規を変更した場合は運営委員会承 認後、内規を変更し、速やかに正会員に通知しなければならない。
- 第7条 I 本部役員推薦委員は次年度の本部役員の推薦対象にならない。ただし、本人の申し出があればこの限りではない。
 - 2 本部役員推薦委員は、活動の結果、候補者の定員を満たすことが出来なかった場合、内規による選出対象となる。ただし、推薦委員長・副委員長をされた方は選出対象者にならない。
- 第8条 この規定は総会で3分の2以上の同意のもとで変更できます。
- 第9条 付則
 - I 本規定は1998年5月21日より一部改正の上実施します。
 - 2 本規定は2001年4月1日より一部改正の上実施します。
 - 3 本規定は 2006 年 5 月 26 日より一部改正の上実施します。
 - 4 本規定は 2007 年 2 月 24 日より一部改正の上実施します。
 - 5 本規定は 2009 年 2 月 28 日より一部改正の上実施します。
 - 6 本規定は 2009 年 5 月 29 日より一部改正の上実施します。
 - 7 本規定は2012年3月2日より一部改正の上実施します。
 - 8 本規定は2018年4月 | 日より一部改正の上実施します。

<本部役員推薦委員会 内規> (2022.4.1 改訂版)

- I 推薦委員会の構成は次のとおりとする。
 - ・各委員会から立候補を募り、立候補がなければ各委員会より担当者(I ~ 2名)を選出。その中から委員長を決定する。
 - ・教職員から3名(校長、教頭と庶務)
- 2 推薦活動は「本部役員及び委員選出規定」に基づき行う。
 - ・一般会員への推薦事務手続きは、以下の手順で行う。
 - ①6月の運営委員会で推薦委員を承認する。
 - ②現 | 年生~4年生ごとの担当者を決め、速やかに活動を始める。
 - ③推薦活動の際は、本部役員退任後の扱いを必ず知らせる。(第6章 第11条)
 - ④対象全学年の候補者がそろえば一同に会し、本部役員の立候補者を決定する。
 - ⑤選出方法
 - ・立候補を募り定員に満たない場合、次の手順により対象の家庭を選出する。
 - ●一次選考

各学年単位で抽選を行い、各学年から候補者を若干名選出する。ただし、次の者は本部役員の選出対象外のため抽選から除外する。

ア 現在妊娠中の方

オ その他、学校より対象外の依頼があった家庭

イ 未就学のお子様がいる家庭

カ 子ども会、育成会で本部役員同等の役が当たっている

ウ 規約上、対象外者

キ 5年生のみに、お子様がいる

エ ひとり親家庭

●二次選考

一次選考で選出された候補者から立候補を募り定員に満たない場合、次の順番により対象の家庭を選出する。 以下の各委員長経験ならびに委員経験回数においては、過去に遡る年数は設けないが、経験した委員名と年度 を正確に申告する必要がある。

- ア本部役員及び各委員会未経験の家庭
- イ 各委員会委員長経験のない方で委員経験回数の少ない家庭
- ウ 各委員会委員長経験のある方で委員経験回数の少ない家庭
- エ 本部役員経験年数の少ない家庭

同順番に複数の候補の方がいる場合は、下のお子様の上位学年順

- 3 新本部役員承認総会(3月総会)の「週間前までに会員に「推薦委員だより」で立候補者を通知する。
- 4 推薦過程は後日になっても口外しない。推薦された方のプライバシーや人間関係に配慮して、秘密を厳守する。
- 5 その他問題がある場合は誠意を持って審議する。
- 6 付則
 - ①本内規は2009年2月28日より一部改正の上実施する。
 - ②本内規は2009年5月29日より一部改正の上実施する。
 - ③本内規は2011年5月28日より一部改正の上実施する。
 - ④本内規は2014年2月9日より一部改正の上実施する。
 - ⑤本内規は2018年4月 | 日より一部改正の上実施する。
 - ⑥本内規は2020年2月29日より一部改正の上実施する。
 - ⑦本内規は2022年4月 | 日より一部改正の上実施する。

<旗持ち当番> (2013.3.8 改訂版)

- Ⅰ 毎月5日、Ⅰ5日、25日に校区内指定ポイントで活動する。(祝日などの時は日程が前後します。)
- 2 当番は、一世帯につき 年1回 とする。
- 3 4月から(8月を除く)3月まで、6年生から1年生の順で実施する。
- 4 学期ごとに当番表を作成し、各世帯へ通知する。
- 5 付則
 - ①本当番は2011年5月28日より一部改正の上実施する。
 - ②本当番は2013年3月8日より一部改正の上実施する。

<慶弔規定>(2018.4.1 改訂版)

- 第1条 摂津小学校 PTA は会員相互の慶弔の志を表すために、この規定を定める。
- 第2条 会員等、弔事の場合、次の通り香料等を贈る。
 - I 正会員・・・・・5,000円
 - 2 賛助会員・・・・5,000円
 - 3 在学児童・・・・5,000円

供花等(またはそれに替わるもの:上限 | 0,000円程度)

第3条 会員の住居が火災にあい、半焼以上の場合は、次の見舞い金を贈る。

10,000円

- 第4条 在校生が、事故または病気により | ヶ月以上の入院をした場合、次の見舞い金を贈る。 5,000円
- 第5条 その他緊急な場合、会長は運営委員会を代行して行為することができる。
- 第6条 弔事の会葬の範囲は、その都度、決定する。
- 第7条 この規定の適用を受けた場合には、返礼しないものとする。
- 第8条 付則
 - I 本規定は1991年4月1日より実施する。
 - 2 本規定は2003年2月7日より一部改正の上実施する。
 - 3 本規定は2006年2月22日より一部改正の上実施する。
 - 4 本規定は2018年4月1日より一部改正の上実施する。

< P T A サークル規定 > (2022.4.1 改訂版)

- 第1条 会員は、会員の教養の向上および相互の親睦のため、PTAサークルを設立することができる。
- 第2条 PTAサークルの設立は、3名以上の発足人により提案され、サークル開設申込書(様式第1号)に記入し会長に届け出た上、運営委員会にて承認を受けなければならない。構成員は、5名以上とする。現PTA会員に加え、卒業生の保護者・旧教職員(旧PTA会員)についても会員となることが出来る。
- 第3条 活動は年間を通して継続的に行い、本校PTAの行事、活動に協力する。また、I年間の活動計画を5月総会にて、活動報告を年度末PTA総会にて行うものとする。
- 第4条 規約に違反したとみなされる場合は運営委員会で協議の上、強制解散とする。
- 第5条 サークルを解散する場合は、その旨を書面にてPTA会長に届出をする。
- 第6条 代表者より申請がある場合は、活動補助費として年間 5,000 円を支給する。但し、新開設した場合は、一年間の活動を経てからとする。なお、現PTA会員の在籍がないPTAサークルについては、活動補助費の申請ができない。活動補助費については、運営委員会及び総会の承認を経なければ支出することができない。
- 第7条 付則
 - Ⅰ 本規定は2018年4月1日より実施する。
 - 2 本規定は2022年4月1日より一部改正の上実施する。(第6条)